



島根県報

平成24年7月10日（火）

号外 第 104 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第418号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 7 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考	
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員			延 長
県 道	米子広瀬線	安来市利弘町749番1地 先から同市飯生町354番 2地先まで	前	メートル 12.50	メートル 166.70	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	道路改良工事 拡幅
			後	12.50～ 14.60	166.70		
"	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪932 番3地先から同991番3 地先まで	前	4.50～ 10.50	306.50	雲南県土整備 事務所	交通安全工事 拡幅
			後	6.60～ 11.40	306.50		

島根県告示第419号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年7月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	安来市広瀬町菅原1003番5地先から同町広瀬214番1地先まで	メートル 983.00	平成24年 7月11日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
県道	松江鹿島美保 関線	松江市島根町野井4番2地先から同134 番地先まで	194.00	平成24年 7月10日	松江県土整備 事務所	
〃	上意東揖屋線	松江市東出雲町上意東1955番1地先か ら同1931番1地先まで	155.00	平成24年 7月10日		
〃	稗原木次線	雲南市三刀屋町高窪932番3地先から同 991番3地先まで	306.50	平成24年 7月10日	雲南県土整備 事務所	
〃	大田桜江線	邑智郡川本町大字南佐木226番1地先か ら同町大字田窪1208番地先まで	139.60	平成24年 7月10日	県央県土整備 事務所	